

公契約条例施行規則の改正について

労働者等の申出ができる契約の範囲の変更

労働者等の申出とは？

公契約のうち規則で定める範囲の契約に係る業務に従事する労働者及び労働者であった者は、事業者等が規則で定める関係法令又は郡山市公契約条例に違反している疑いがあるときは、市長等にその旨を申し出ることができる。（郡山市公契約条例第8条第1項）



今回の改正は「規則で定める範囲の契約」の変更（郡山市公契約条例施行規則第7条第1項）

改正前

1. 予定価格が130万円を超える工事又は製造の請負契約
2. 予定価格が50万円を超える次に掲げる業務の委託契約
 - (1) 施設の警備に関する業務（機械警備を除く。）
 - (2) 施設の清掃に関する業務
 - (3) 施設の受付又は案内に関する業務
 - (4) 学校給食の調理に関する業務
 - (5) 学校用務員に関する業務
3. 指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定



改正後

1. 予定価格が200万円を超える工事又は製造の請負契約
2. 予定価格が100万円を超える次に掲げる業務の委託契約
 - (1) 施設の警備に関する業務（機械警備を除く。）
 - (2) 施設の清掃に関する業務
 - (3) 施設の受付又は案内に関する業務
 - (4) 学校給食の調理に関する業務
 - (5) 学校用務員に関する業務
3. 指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定

入札公告や仕様書等を御確認の上、条例の対象となる契約であることを御理解いただき、契約後は適切に御対応をお願いします。

公契約条例について、詳しくはウェブサイトをご覧ください。

公契約条例

検索！

